



一般  
社団法人

# 相模原青色申告会からのお知らせ

電話：(042) 756-4104  
FAX：(042) 753-5836

平成29年12月発行

この指導会は全て、予約制です！！

## 『e-Tax』事前登録会

e-Tax（イータックス）で確定申告すると・・・  
☆所得税申告書の添付書類（源泉徴収票など）は内容を入力し送信することにより、提出を省略することができます。  
☆自動計算機能などにより正確に所得税確定申告書などを作成することができます。  
☆書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

※パソコン入力は当会職員がお手伝いいたしますので、ご安心ください。

『e-Tax』事前登録会では、個人番号カードを使用して電子申告（e-Tax）をする方（初めての方等）や当会の税理士による代理で電子申告（e-Tax）をする方（初めての方・カードをお持ちではない方等）の事前準備『各種の設定（利用者識別番号の取得や暗証番号の変更・電子証明書の登録等）』を行います。確定申告をスムーズに行うためにも、この登録会にお越しください。

### <期間>

平成30年1月23日（火）～31日（水）

### <時間>

受付時間：午前 9時・10時・11時  
午後 1時・2時・3時

### <会場>

青色会館（相模原市中央区中央3-11-5）

### <持ち物>

- ①個人番号カード（お持ちの方）
- ②以前に税務署へ電子申告の利用申請を出された方は「利用者識別番号」「暗証番号」のわかるもの。まだ利用申請されていない方は、暗証番号を半角英数字6桁以上16桁以下で考えておいてください。
- ③USBメモリー（当会でも販売しています）

### <方法>

電子申告（e-Tax）の各種設定等に必要なお手続きは、当会のパソコンで行えます。

### <その他>

個人番号カードの電子証明書の有効期限は5年間です。  
※なお、個人番号カードを取得していない方は、当会の税理士による代理で電子申告（e-Tax）することをお勧めいたします。

## 決算書作成指導会

～確定申告に向けて、事前準備をしましょう！～

決算書作成指導会は確定申告に向けて、事前に青色申告決算書を作成する指導会です。決算修正処理を行わなければ正しい決算を行うことができません。事前に青色申告決算書を作成することにより、2月からの確定申告が比較的スムーズに済みますのでぜひご活用ください。また、減価償却資産の事前相談・事前登録をされていない方は、この期間にご登録（任意）ください。

### <期間>

平成30年1月23日（火）～31日（水）

### <時間>

受付時間：午前 9時・10時・11時  
午後 1時・2時・3時

### <会場>

青色会館（相模原市中央区中央3-11-5）

### <持ち物>

- ◎確定申告のお知らせ（税務署から送付されるハガキ）＜ある方＞
- ◎平成29年分青色申告決算書 ＜ある方＞
- ◎現在記帳されている全ての帳簿
- ◎事業用の預金通帳など
- ◎棚卸表 ＜仕入のある方＞
- ◎平成27・28年分青色申告決算書（控）＜ある方＞
- ◎平成29年分月別総括集計表  
又は、合計残高試算表
- ◎平成29年中に固定資産（建物や車両・備品など）を購入された方は、その内容・詳細・金額のわかるもの

※会計ソフト（弥生会計）をご利用の方は、お使いのノートパソコン又は、弥生会計のバックアップデータをUSBメモリーなどに保存してお持ちください。

※この指導会には税理士の先生が出席されます。  
『1月23日（火）～1月31日（水）』

## 決算申告個別指導会

決算申告個別指導会では、下記の各会場にて、決算書・確定申告書等の作成指導及び確定申告書等の提出受付をいたします。3月になりますと各会場とも大変混雑いたしますので、2月中のご予約（ご相談）をお願いいたします。また、この期間中は電話でのご相談はお受けできません。

### <期間>

平成30年2月1日（木）～3月15日（木）

### <会場/時間>

- ・青色会館（バリアフリー対応会場をご希望の方はお申し出ください。）
- ・高相合同庁舎（2月22日（木）～3月7日（水）の平日のみ開催します。）

### <持ち物>

◎裏面をご確認のうえ、お忘れ物のないようにお越しください。

### ○注意・連絡事項

- ①この決算・申告個別指導会は、予約制（別紙参照）です。
- ②予約受付は一人1回です。指導時間は1回の予約につき約50分です。ただし、時間内でご相談が終わらなければ、再度ご予約となります。
- ③この期間中は給与等の年末調整の相談は行いませんので、必ず年末調整指導会の期間内をお願いいたします。
- ④記帳指導（会計ソフトの指導含む）を希望される方は、1月31日（水）までに相談にお越しください。2・3月は決算申告個別指導会につき、記帳指導は原則お断りいたします。
- ⑤e-Tax（電子申告）の相談は早めをお願いします。
- ⑥決算書類・確定申告書類は、ご自分でできる範囲で記入してからお越しください。
- ⑦平成29年中に株式の譲渡や土地・建物の譲渡などをして、申告が必要な方は、事前に税務署でご相談願います。
- ⑧所得税申告期限の3月15日（木）は、提出書類整理のため、指導会の受付は11時までとさせていただきます。
- ⑨青色会館は駐車場が混雑する場合がありますので、お越しの際はなるべく公共交通機関をご利用ください（当会周辺の駐車場は有料です）。
- ⑩高相合同庁舎には、特別に駐車場の用意をしておきませんので、近隣の駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。
- ⑪この指導会には税理士の先生方が出席されます。  
『青色会館：2月1日～3月30日／高相合同庁舎：2月22日～3月7日』

## 消費税申告個別指導会

### <期間>

平成30年2月1日（木）～3月30日（金）＜但し3月1日～15日は除く＞

### <会場/時間>

決算申告個別指導会に準じます。＜3月16日以降は青色会館のみ＞

# 決算申告個別指導会にお持ちいただきたい資料等

## ●所得の計算に必要な書類等

	確認	説明
不動産所得 事業所得	<input type="checkbox"/>	帳簿等(出納帳、集計表、総勘定元帳、試算表等)
	<input type="checkbox"/>	弥生会計データ又はノートパソコン
	<input type="checkbox"/>	帳簿に記帳のある預金通帳等
	<input type="checkbox"/>	新たに取得した10万円以上の資産の購入価格等、詳細がわかるもの(注文書等)
	<input type="checkbox"/>	売掛金、買掛金、前払金、未払金(カード明細)等の金額がわかるもの
	<input type="checkbox"/>	棚卸資産の年末の金額がわかるもの(棚卸表等)
	<input type="checkbox"/>	事業用の借入金の元本と利息の内訳及び年末残高がわかるもの(返済予定表等)
	<input type="checkbox"/>	1月～12月中に支払った給与に係る所得税源泉徴収簿と所得税徴収高計算書(納付書)【控】
	<input type="checkbox"/>	青色申告決算書【控】または 収支内訳書【控】《前年申告分》
	<input type="checkbox"/>	所得税の申告書(第一表～第五表)【控】《前年申告分》
	<input type="checkbox"/>	消費税の申告書【控】《前年分及び前々年申告分》
	<input type="checkbox"/>	報酬等の支払調書【原本】
給与所得	<input type="checkbox"/>	年間の貸付状況のわかるもの(管理会社発行の集計表等) ⇒賃借人の氏名・住所・契約期間・月額賃賃料・敷金・権利金等及び退去者の内容のわかるもの
雑所得	<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票【原本】
	<input type="checkbox"/>	公的年金等の源泉徴収票【原本】
	<input type="checkbox"/>	個人年金型保険の支払明細書
一時所得	<input type="checkbox"/>	事業以外で生じた報酬等の総収入金額と必要経費の金額がわかるもの
譲渡所得 <総合>	<input type="checkbox"/>	満期保険金等の支払明細書
その他	<input type="checkbox"/>	譲渡した事業用の減価償却資産について譲渡価額等の詳細のわかるもの
その他	<input type="checkbox"/>	その他に所得のある方は、その収入のわかるもの

## ●所得控除・税額控除の計算に必要な書類等

	確認	説明
医療費控除	<input type="checkbox"/>	<b>医療費控除は、医療費控除の明細書の添付のみで、領収書が提出不要となりました。</b> ⇒事前に医療機関や薬局ごとの明細書を作成してください。また、高額療養費や医療保険などによる補てんがあった場合、その金額がわかるものをお持ちください。
社会保険料控除	<input type="checkbox"/>	国民年金保険料の控除証明書【原本】 ⇒お手元がない場合は、事前に日本年金機構(☎0570-05-1165)にお問合せください。
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・介護保険等の保険料(税)の1月～12月中に支払った金額がわかるもの ⇒金額がわからない場合は、事前に市役所でご確認ください。
生命保険料控除	<input type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書(一般・個人年金・医療介護)【原本】
地震保険料控除	<input type="checkbox"/>	地震保険料控除証明書【原本】
小規模企業共済等掛金控除	<input type="checkbox"/>	小規模企業共済の掛金払込証明書【原本】
寄附金控除	<input type="checkbox"/>	寄附金受領証明書等【原本】
人的控除	<input type="checkbox"/>	控除対象となる配偶者や扶養親族の収入及び所得がわかるもの(源泉徴収票等) <b>※個人番号(マイナンバー)を記載しますので、わかるものをお持ちください。</b>
政党等特別控除	<input type="checkbox"/>	(都道府県選挙管理委員会等の確認印のある)寄附金(税額)控除のための書類【原本】

	確認	説明
予定納税	<input type="checkbox"/>	予定納税額(第1期・第2期)がわかるもの(予定納税の通知書等) ⇒前回申告時に e-Tax 送信等で申告された方は、予定納税額記載の申告書は送付されません。
住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/>	住宅取得資金に係る借入金残高等証明書【原本】
	<input type="checkbox"/>	《前回申告時の》(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算書【控】
	<input type="checkbox"/>	給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書<お持ちの方のみ>
	<input type="checkbox"/>	土地および家屋の登記簿謄本(妙本または登記事項全部証明書) ⇒管轄の法務局で申請してください。(土地・建物各1通ずつ) <b>★初回のみ</b>
	<input type="checkbox"/>	住民票1通 ⇒世帯全員のものをご準備ください。 <b>★初回のみ</b>
	<input type="checkbox"/>	土地および家屋の売買契約書の写し(収入印紙が添付されているもの) ⇒不動産業者や建築業者と交わした契約書。建物の取得や増改築等のみであれば建築確認済証の写し。 <b>★初回のみ</b> ※初めて適用を受ける場合は、1月中に青色申告会にご相談ください。

※長期優良住宅等を取得された方は別途添付書類が必要となりますので、税務署・区役所等でご確認ください。

『住宅借入金等特別控除の適用要件の概略(抜粋)』

- ① 建築(増改築を含む) 価格及び借入金の残高が購入時100万円以上
- ② 借入期間が借入時10年以上
- ③ 建築等をした建物が50㎡以上
- ④ 中古建物の場合、耐火建物25年以内、その他の建物は20年以内に建築されたもの

## ●その他のご持参いただくもの

	確認	説明
書面で提出の方	<input type="checkbox"/>	認印
	<input type="checkbox"/>	確定申告のお知らせ(税務署から送付されるハガキ) <ある方>
	<input type="checkbox"/>	個人番号(マイナンバー)カード<両面コピー>又は、通知カード及び本人確認書類<コピー>
e-Tax送信の方	<input type="checkbox"/>	税務署から送付された決算書・申告書の用紙<ある方>
	<input type="checkbox"/>	<b>※青色申告会の全ての会員の皆様には、原則、平成29年分以降は決算書・申告書の用紙は送付されません。順次 e-Tax の本人送信又は代理送信への切り替えをお願いしております。</b>
	<input type="checkbox"/>	認印
	<input type="checkbox"/>	確定申告のお知らせ(税務署から送付されるハガキ) <ある方>
	<input type="checkbox"/>	<b>個人番号(マイナンバー)カード又は、通知カード</b> ⇒個人番号カードの <b>電子証明書</b> の有効期限(発行または更新から5年間)にご注意ください。
	<input type="checkbox"/>	署名用電子証明書の暗証番号「半角英数字6桁以上16桁以下」のわかるもの<ある方> ⇒個人番号カードを取得する際に設定したものです。
	<input type="checkbox"/>	利用者識別番号のわかるもの<ある方>
	<input type="checkbox"/>	USBメモリー(前年以前に e-Tax 送信等で申告した方は、データの入っている物)

◎上記のうち該当する書類等をご持参ください。お忘れになりますと、再度お越しいただく場合がありますのでご注意ください。

◎【原本】と書かれた書類の原本がない場合は、事前に発行元にお問合せいただき、再発行の依頼をしてください。

◎土地建物等や株式等の譲渡所得につきましては、必ず事前に税務署でご相談ください。

◎その他、ご不明な点がございましたら青色申告会(☎042-756-4104)まで。